

# 意見書

放送倫理・番組向上機構

放送倫理検証委員会

委員長 神田 安積 様

令和2年9月1日

一般社団法人性亜塩素酸水溶液普及促進会議

代表 越智 文雄



令和2年5月29日付けNHKニュース報道に関し、以下のとおり意見を述べます。ぜひ放送倫理検証委員会にてご審議ください。

## 1 NHKによる令和2年5月29日付けニュース報道の誤報について

NHKは、令和2年5月29日のニュース報道（以下、「本件NHK報道」という。）において、次亜塩素酸水について「現時点では有効性は確認されず 独立行政法人・製品評価技術基盤機構（以下、「NITE」という。）が発表。NITEでは噴霧での使用は安全性について科学的な根拠が示されていないなどとして控えるよう呼びかけています」と報道しました。

しかし、NITEが公表した令和2年5月28日付け「新型コロナウイルスを用いた代替消毒候補物資の有効性評価にかかる検証試験の中間結果について」においては、「次亜塩素酸水（電気分解法で生成したもの）4種については、引き続き検証試験を実施することとする。」との記載はあるものの、次亜塩素酸水について、NHKが報道した「噴霧での使用は安全性について科学的な根拠が示されていない」とも「噴霧での使用を控えるように」とも記載されていません。

本件NHK報道については、NITEの中間報告を正しく報道していないとして、次亜塩素酸水のメーカー・日本労働者協同組合連合会などの団体からも、公に向けて見解が出されております。

## 2 NITE による Q&A 集の公表と NHK による報道内容の修正

NITE は、同年 6 月 2 日、「NITE が行う新型コロナウイルスに対する消毒方法の有効性評価について」という Q&A 集を公表しました。その中で、「Q：『次亜塩素酸水』の空間噴霧は行ってもよいのですか？」という問い合わせに対し、「A：今回の有効性評価は、アルコール消毒液の代替となる身の回りの物品の消毒方法の評価が目的であり、空間噴霧は評価対象となっておりません。『次亜塩素酸水』噴霧での利用は安全面から控えるよう弊機構が公表したとする報道が一部にありますが、噴霧利用の是非について何らかの見解を示した事実はございません。『次亜塩素酸水』を消毒目的で有人空間に噴霧することは、その有効性、安全性とともに、メーカー等が工夫して評価を行っていますが、確立された評価方法は定まっていないと承知しています。メーカーが提供する情報、経済産業省サイトの「ファクトシート」などをよく吟味し、ご判断をいただければと存じます。」と記載されております。

上記の NITE の見解のとおり、NITE は次亜塩素散水の空間噴霧について何ら評価を加えていないこと、及び本件 NHK 報道の内容が誤りであることを公式に発表しております。

その後 NHK は、同年 6 月 4 日時点で、本件 NHK 報道の動画を自社ウェブサイトから削除するとともに、下記のとおり、ウェブサイト上で報道記事の修正加筆を行っています。

記

### 【修正点 1】

(修正前)

「NITE では噴霧での使用は安全性について科学的な根拠が示されていないなどとして控えるよう呼び掛けています」

(修正後)

「専門家は、噴霧での使用は安全性について科学的根拠が示されていないなどとして注意を呼び掛けています」

## 【修正点2】

(修正前)

「NITEは『加湿器などで噴霧することやスプレー・ボトルなどで手や指、皮膚に使用することは安全性についての科学的な根拠が示されておらず控えてほしい』と呼びかけています。」

(修正後)

「議論に加わった専門家は『加湿器などで噴霧した場合に塩素を吸い込むことの安全性はまだ科学的根拠が示されていない。手や指の消毒に使うスプレー・ボトルなども含めて現時点では新型コロナウイルス対策として使うのは控えてほしい』と話しています。」

「一方、『次亜塩素酸水』として販売されている製品の中には、新型コロナウイルス対策とは別の用途で手指消毒への使用が認められているものがあるということです。」

「※最新の取材内容に基づいて、記事を一部更新しました。(6月4日)」

以上

### 3 報道内容の重大な誤りに対する対応の問題点

#### (1) 【修正点1】について

NHKは、前記2の【修正点1】において、次亜塩素酸水の噴霧に関する見解を述べた主体自体を、NITEから「専門家」に変えています。しかも、この「専門家」とはどこの誰であるのか全く明らかにしておらず、NITEに所属する専門家であるのか、外部の専門家であるのかも一切不明です。このような報道内容は、取材にもとづいた報道とはいえません。

また、噴霧での使用について「控えるよう」呼び掛けることと「注意を」呼び掛けることでは意味合いが全く異なります。

このように、【修正点1】においては、修正前と修正後の報道記事の内容は、全く別物といえる程に変わっています。

#### (2) 【修正点2】について

次に、前記2の【修正点2】についても、次亜塩素酸水の噴霧に関する見解を述べた主体をNITEから「議論に加わった専門家」に変えていま

す。ここでも、「議論に加わった専門家」がどこの誰であるのかは全く明らかになっておりません。

また、報道記事の内容も修正というレベルを超えて、全く異なる内容が掲載されており、NHK の掲載した「記事を一部更新しました」という評価は適切ではなく、記事の書き換えが行われています。また掲載されていた動画もいつの間にか削除されています。

### (3) 誤報に対する対応の誤り

上記で述べたような報道記事内容の著しい変更を行う場合において、NHK は、単にウェブサイト上の報道記事を訂正するだけにとどまらず、まずは本件 NHK 報道が取材内容にもとづいたものではなく誤報であったことを認めるとともに、テレビ放送において訂正の報道を行い、視聴者に対する謝罪の意を表明すべきであると思料します。

## 4 本件 NHK 報道による社会的影響

本件 NHK 報道の後、文部科学省は、同年 6 月 4 日付で「学校における消毒の方法等について」と題する事務連絡を公表し、その中で「次亜塩素酸水の噴霧器の使用については、その有効性及び安全性は明確になっているとは言えず、学校には健康面において様々な配慮をする児童生徒等がいることから、児童生徒等がいる空間で使用しないでください。」としました。

ところが、文部科学省は、同月 16 日に「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛星管理マニュアル」を公表し、その添付資料として「『次亜塩素酸水』を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項」を示し、「人が吸入しないように注意してください。人がいる場所で空間噴霧すると吸入する恐れがあります。」として、明確な使用禁止ではなく、人による吸入の注意喚起にとどまる記載をしています。

この文部科学省の同月 4 日から同月 16 日にかけての対応の変化からも分かることおり、NITE は一貫して次亜塩素酸水の空間噴霧に関する評価判断を行っていないにもかかわらず、文部科学省までもが、本件 NHK 報道の内容を受けて、次亜塩素酸水の噴霧の禁止を訴える事態に至り、全国の学校にお

ける新型コロナウイルス対応に多大なる混乱を招きました。

そして、本件 NHK 報道の影響を受けたのは学校にとどまらず、これまで次亜塩素酸水や超音波噴霧器を使用してきた、全国の自治体、病院、介護施設、畜産業界、一般家庭などにおいても使用中止の動きがありました。その結果、防げるはずだった感染者が感染防止対策をとれないでいます。また、次亜塩素酸水やこれを用いた超音波加湿器・空気清浄機のメーカーは、経済活動の機会を奪われ莫大な売上を失うことになりました。

## 5 当会議から NHK に対する公開質問状とこれに対する回答

令和 2 年 6 月 23 日、当会議は、「次亜塩素酸水に関する誤報道に関する公開質問状」（別紙 1）を送付しました。

これに対し NHK は、当会議に対し、同月 29 日付けで、回答文書（別紙 2。以下、「本件回答文書」という。）にて回答を行いました。

本件回答文書の中で NHK は、「NITE 側に取材をした結果、今回の最終報告と同様に噴霧による空間除菌などについては控えるよう呼びかける旨を確認したことから、そうした内容も合わせてお伝えしました。」と回答しています。

しかし、前述のとおり NITE は、自身が公表した Q&A 集において「噴霧利用の是非について何らかの見解を示した事実はございません。」と明言しております。このことからすると、NHK が実際に NITE に対する取材の結果として、「次亜塩素酸水の噴霧利用について NITE 自身が控えるよう呼びかけた」との事実は、無かったものと推察されます。

また、NHK は、本件回答文書において「さらにその後の取材を反映して Web サイトには検証に関わった専門家の話を加えて、それまでと同様の趣旨の記事を載せております。」と回答しています。

しかし、この「専門家」がどのような立場でどのような検証に関わったのか、取材源として特定できる情報が全く明らかにされておらず、果たして本当に「専門家」なる人物に取材を行ったのかどうかも疑わしい回答です。

NHK は、本件回答書において、次亜塩素酸水の効果、有効性に関する情

報については、「公的機関である経産省及び NITE の検証結果をもとに報道することが適切であると考え、…」としていますが、本件 NHK 報道に関しては、明らかに NITE の見解を誤って報道しただけでなく、本件回答文書において、取材源の不明確性が露呈されるとともに、実際に「専門家」への取材が行われたのかどうかも疑わしい状況が明らかになりました。

## 6 本件 NHK 報道について厳正な調査が行われるべきこと

- (1) 前記 1ないし 3で述べたとおり、NHK は十分な取材を行わず、NITE の令和 2 年 5 月 28 日付け「新型コロナウイルスを用いた代替消毒候補物資の有効性評価にかかる検証試験の中間結果について」の内容をねじ曲げて報道したものであるといえます。

また、NHK は、本件 NHK 報道の内容がコロナ禍において非常に注目度が高く社会的影響力を持つものであることも認識していながら、杜撰な報道を行っており、単なる誤報では済まされない重大な失態であるといえます。

それにもかかわらず NHK は、本件 NHK 報道の動画を削除し、ウェブサイト上の報道記事を修正加筆したにとどまっており、誤報であること自認すらしていません。

- (2) さらに、NHK は、同年 6 月 6 日放送の「おはよう日本」において、全国の自治体や学校で、これまで使用してきた次亜塩素酸水や超音波噴霧器の使用中止が始まり、現場で混乱が起きていることを報道しました。

加えて、同月 12 日放送の同番組において、店舗や学校、タクシー会社から次亜塩素酸水が撤去される様子を取材し、次亜塩素酸水の有効性が確認されないために現場が翻弄されていると伝えました。

これらの同月 6 日及び同月 12 日の各放送内容で表れた、自治体・学校・店舗・事業者などの現場における混乱は、端的にいえば、本件 NHK 報道が原因となって発生したものです。

それにもかかわらず NHK は、本件 NHK 報道の内容が誤りであったことを謝罪し訂正の報道を行うということではなく、自ら招いた一般社会

における混乱の様子を、あたかも第三者的に映しだして報道しています。このような NHK の対応は、受信料によって運営され、公共の福祉と文化の向上に寄与することを目的に設立された公表放送事業体として、あるまじきものといえます。

(3) 本件 NHK 報道については、①客観的な資料と根拠に基づかない、明らかな誤報が行われたこと、②NHKにおいて誤報を認めず、テレビ放送での訂正を行うこともなく、ウェブサイト上の報道記事の内容変更のみが行われていること、③NHK が公開したウェブサイト上の内容変更後の記事においても取材源が不明であること、④本件 NHK 報道により、全国の自治体や学校などが次亜塩素酸水や噴霧器の使用を停止したり、メーカーの経済的活動の機会が大きく失われたりといった社会的混乱を招き、報道による影響が多大なものであったという点において看過できない深刻な問題が発生しました。

本件 NHK 報道は、内容の正確性に問題があることはもちろん、放送倫理上も問題があるといえ、貴機構における放送倫理検証委員会において審理及び審議を行うべき事案と考えますので、適切な対処をお願い申し上げます。

本件に関する経緯と質問書・当会の主張などにつきましては、本会ホームページをご覧ください。

以上

一般社団法人性亜塩素酸水溶液普及促進会議

代表理事 越智文雄

札幌市北区北 11 条西 2 丁目 2-17 セントラル札幌北ビル 4F

TEL 011-757-6317 FAX 011-876-0826

Mail : info@jia-jp.net

<https://jia-jp.net/>